○関東地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市下矢切字東台三二番七から同市下矢切字東台二九番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十一日

○関東地方整備局告示第二百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十の項業務区域欄中「茨城県の全域、栃木県の全域、群馬県の区域（館林市、板倉町、明和町に限る。）千葉県の区域（柏市、我孫子市、野田市、流山市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町及び神崎町に限る。）及び埼玉県の区域（加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町及び松伏町に限る。）」を「茨城県、栃木県の全域及び群馬県（館林市、板倉町、明和町）、埼玉県（加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町）、千葉県（野田市、我孫子市、流山市、柏市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、栄町、神崎町）の区域」に、指定をした日欄中「平成十七年六月一日」を「平成二十二年六月一日」に改める。

○中部地方整備局告示第八十七号

木曽川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月二十五日建設省告示第四百八十号を次のように改める。

「第百十六号図から第百三十四号図まで」を「第百十六号図から第百六十五号図まで」に改める。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十一日　中部地方整備局長　富田　英治

（図面省略）

附　則

昭和四十九年六月二十四日建設省告示第九百二十五号は、廃止する。

○沖縄総合事務局告示第三十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月二十一日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

昭和55年建設省告示第1292号第1第二号による嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱ 代表取締役　山盛　和
工場の所在地及び名称	沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
10—10—1 E—001	琉設浄化槽　RS—KD5型
〃　001—1	〃　RS—KD7型
〃　001—2	〃　RS—KD10型

国会事項

国会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等補充報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

資産等補充報告書
所得等報告書　平成二十二年六月三十日（水）
関連会社等報告書

閲覧場所

衆議院　衆議院第二別館八階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町一丁目六番二号）

参議院　参議院第二別館南棟六階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町一丁目十一番十六号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

衆議院

議員辞職

六月十七日議長は、北海道第五区選出議員小林千代美の辞職を許可した。

人事異動

最高裁判所

最高裁判所判事堀籠幸男は六月十五日限り定年退官

○定年退官

最高裁判所判事堀籠幸男は六月十五日限り定年退官

御祝電

天皇陛下は、六月十八日セーシェル国の国祭日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

皇室事項

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年6月21日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年6月21日　経済産業大臣　直嶋　正行

記

1．制定された日本工業規格

風車—第12—1部：発電用風車の性能試験方法	C1400—12—1
電気用セルロース紙—第1部：定義及び一般要求事項	C2300—1
電気用セルロース紙—第2部：試験方法	C2300—2
電気用セルロース紙—第3—1部：個別製品規格—絶縁紙	C2300—3—1
電気用プレスボード及びプレスペーパー—第1部：定義及び一般要求事項	C2305—1
電気用プレスボード及びプレスペーパー—第2部：試験方法	C2305—2
電気用プレスボード及びプレスペーパー—第3—1部：個別製品規格—プレスボード	C2305—3—1
電気用パルカナイズドファイバー—第1部：定義及び一般要求事項	C2315—1
電気用パルカナイズドファイバー—第2部：試験方法	C2315—2
電気用パルカナイズドファイバー—第3—1部：個別製品規格—平板	C2315—3—1
太陽電池モジュールの安全適格性確認—第1部：構造に関する要求事項	C8992—1